

において電気ガスを使用した場合に当然

この電気ガス税が入つておりまして、これはこのプリントのあとのほうにこの説明が書いてございますけれども、これは非常に現在の乏しい研究費としては非常に大きな負担になつております。而もそれは全体の電気、ガス税が百五十億円としますと、その一%に過ぎないというふうでありまして、とるほうにとつては極めて意味が少いにかかわらず、出すところの学校にとつては極めて研究費に食い込むという、こういうふうな非常な負担になつておりますから、この学校が電気ガスを使用する場合においては、この四百八十九條に規定するところの非課税の処置に均霑させたい、これだけが今度の申入の内容になつております。結局要約して申しますと、入場税と電気ガス税、その入場税については百分の百を百分の四十に減ずるといふ申込みが一つ。それから入場税を全然これは免除してほしいという申込みが一つ。それから電気ガス税はこれは非課税と、こういうふうな申入をしたいというわけであります。大体その申入の趣旨はこの三点に盡きておるだらうと思ひます。

○理事(木内キヤウ君) では懇談に移つてよろしいでございますか……。速記をとめます。

午後零時二十分懇談会に移る

午後零時三十二分懇談会を終る
○理事(木内キヤウ君) 速記を始め

て……。それでは懇談会を終ります。それでは只今事務局から修正意見案の御説明がありました、この地方行政委員会に対してこの案を申入れすることに御異議はございませんでしょう

か。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○理事(木内キヤウ君) 決定いたしました。散会いたします。どうも有難うございました。

午後零時三十三分散会

昭和二十七年六月十四日印刷

昭和二十七年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所